



TOKIO MARINE
NICHIDO

Total assist 超保険

改定のご案内

2021年3月1日
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。
各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

契約全体について

■「Webご契約内容一覧表」の新設 (2020年10月改定)

●2020年10月以降始期契約より、「Web証券」または「Web・更新案内ハガキ」をご選択いただいている場合の、ご契約内容一覧表の提供方法を、書面ではなくWeb(ホームページ)で閲覧^{*1}いただく方式(Webご契約内容一覧表)としました。

*1 東京海上日動のホームページ内の契約者さま専用ページ(マイページ)でご確認いただけます。

住まいに関する補償について

■保険料の改定 (2021年1月改定) (2021年3月改定)

●自然災害による保険金のお支払いが増加していること等を踏まえ、損害保険料率算出機構が算出する参考純率^{*1}が改定されたこと^{*2}、また、東京海上日動における自然災害以外の保険金のお支払いも増加している状況等を踏まえ、保険料水準を見直します^{*3}。

●建物の所在地や補償タイプ等のご契約条件により、保険料が引上げ・引下げとなるケースがあります。

*1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

*2 2019年10月7日に、損害保険料率算出機構が金融庁へ参考純率改定の届出を行いました。

*3 2021年1月と2021年3月に見直しを行います。

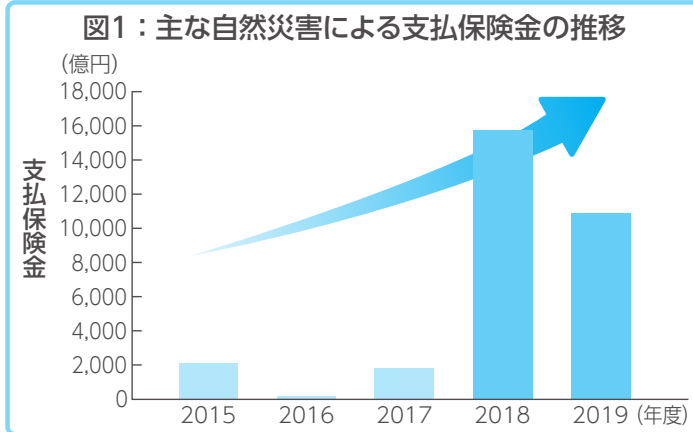


図1:一般社団法人日本損害保険協会の資料をもとに作成(全社計)

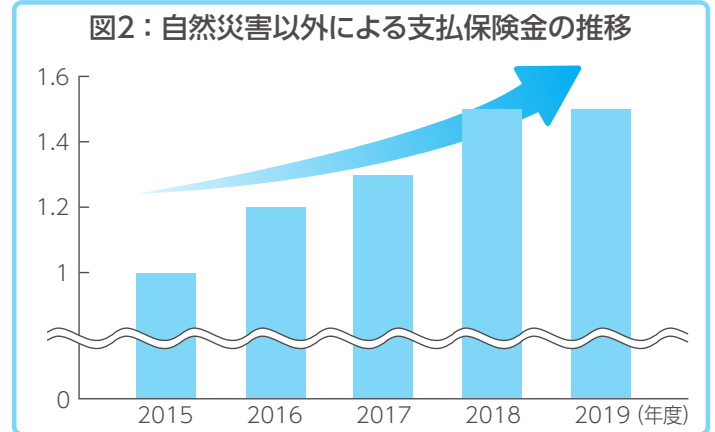


図2:2015年度の水準を1とした場合の各年度の支払保険金の推移(弊社実績)

■築浅割引の改定

(1)築浅割引の改定 (2021年1月改定) (2021年3月改定)

築年数の浅い建物ほど保険金のお支払いが少ない傾向にあります。このような築年数によるリスク実態の違いを反映させるため、築浅割引の割引率を見直し、築年数に応じた割引率に改定します^{*1}。なお、割引率は、築年数やご契約条件によって異なります。

*1 築浅割引の割引率は、2021年1月と2021年3月に見直しを行います。

※更新契約の場合、築年数の経過に伴い、お客様にご負担いただく保険料が引上げとなる場合がございます。詳細はご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(2)築年数算出方法の変更 (2021年1月改定)

保険料を決定する要素である築年数の算出方法を「建築年月から保険始期年月までの年数(1年未満の端月数は切り捨て)」に変更します。

<築年数の算出例:建築年月が2011年12月、保険始期年月が2021年1月の場合>

	改定前	改定後
築年数	10年	9年
算出方法	「建築年」から「保険始期年(始期日の属する年)」までの年数(暦年単位)で算出。 2021年-2011年=10年	「建築年月」から「保険始期年月(始期日の属する年月)」までの年数で算出。 2021年1月-2011年12月=9年1か月 ⇒1年未満の端月数は切り捨てるため、築年数は9年となります。

※「建築年月」のうち、建築月のみが確認できない場合は、建築月を「1月」とみなして築年数を判定します。

■特定設備水災補償特約(浸水条件なし)の改定 (2021年1月改定)

2021年1月1日以降始期契約より、特定設備水災補償特約(浸水条件なし)について、下表のとおり、支払限度額(保険金額)のラインナップを拡充するとともに、保険の対象に昇降設備(ホームエレベーター等)を追加します。

	改定前	改定後
支払限度額(保険金額)	50万円、100万円、150万円	50万円、100万円、150万円、 300万円、500万円 NEW
保険の対象	①空調設備、冷暖房設備 ②充電設備、発電設備、蓄電設備 ③給湯設備 ④①～③の各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	①空調設備、冷暖房設備 ②充電設備、発電設備、蓄電設備 ③給湯設備 ④昇降設備 NEW ⑤①～④の各設備に付属する配線・配管・ダクト設備

■構造級別判定方法の改定 (2021年1月改定)

保険料を決定する要素である構造級別について、建築基準法改正(2019年6月施行)に伴い、2021年1月1日以降始期契約より、主要構造部が一定の耐火性能を有する建物をM構造またはT構造として取り扱います。従来、主要構造部の耐火性能が「耐火構造」や「準耐火構造」等に該当することは確認できたが、建物全体の耐火性能が「耐火建築物」や「準耐火建築物」等に該当することを確認できなかった契約について、2021年1月1日以降始期契約においてはM構造またはT構造でご契約いただける可能性があります。詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

■その他の改定 (2021年1月改定)

下表のとおり改定を実施します。

譲渡に関する規定の改定	保険の対象の譲渡に伴い、保険契約の権利および義務を保険の対象の譲受人に譲渡しようとする場合で、あらかじめ通知しなかったときでも所定の条件を満たす場合には、あらかじめ通知されたものとして取り扱います(地震保険も同様に取り扱います)。 ※本取扱いは、2020年12月31日以前始期契約についても、2021年1月1日より適用します。ただし、この取扱いによる保険金のお支払いは、2021年1月1日以降の事故から対象となります。
住まいの選べるアシスト特約*1の保険料の改定	保険金のお支払い状況を踏まえ、保険料を引き下げます。
簡易評価基準の改定	建築費や物価の上昇等を踏まえ、建物の再取得価額*2を算出する際に使用する年次別指数・新築費単価を改定します。

*1 火災・盗難時再発防止費用補償特約のペットネームです。

*2 保険の対象を、修理、再築、再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

■地震保険の保険料の見直し (2021年1月改定)

地震保険の保険料は、2017年1月以降、数回に分けて*1段階的に改定を行うこととしており、今回は前回(2019年1月)の改定に続く3回目の改定です。

都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳しくは、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*1 保険料の改定を3段階に分けて行い、その間に発生する保険料収入の不足はその後の保険料改定で解消します。

※地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定はすべての損害保険会社共通のものです。

■地震危険等上乗せ補償特約*1の保険料の見直し (2021年1月改定)

地震保険の保険料が見直しされることに伴い、長期かつ安定的に補償を提供し続けていくために、住まいの補償の特約としてご契約いただく地震危険等上乗せ補償特約*1の保険料についても見直します。都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳しくは、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(ご参考)

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、地震保険責任の一定額を民間保険会社が負担し、それを超える巨額な地震損害を政府が負担することにより成り立っていますが、超保険(新総合保険)の地震危険等上乗せ補償特約*1にはこの仕組みがありません。

*1 総合補償条項の「地震危険等上乗せ担保特約」を含みます。

【ご参考】モバイルエージェントのバージョンアップ

2020年10月より、モバイルエージェントから水害ハザードマップが確認しやすくなりました。アプリからは、万が一の事故の際に3分程度で事故のご連絡ができることに加え、その後の経過確認や書類提出も簡単に行うことができます。また、自然災害に備えるための動画の配信や、避難情報等のPUSH配信も行っています。マイページ(契約者さま専用ページ)のご登録とあわせてご活用ください。



ダウンロードはこちら

※モバイルエージェントとは、保険契約の管理から万が一の事故時まで便利な機能を集めたスマートフォンアプリです。

自動車に関する補償について

■人身傷害保険の逸失利益等の算出にかかわるライブニッツ係数の改定 (2020年4月以降の事故)

- 2020年4月に民法が改正され、法定利率が「年5%」から「年3%」になります。
 - 人身傷害保険で、死亡や後遺障害による損害における「逸失利益」等の算出に用いる「ライブニッツ係数」を、上記改定に伴い、「年3%」の法定利率に基づき算出された値に改定します。
- ※人身傷害保険における年齢別の損害額目安を「重要事項説明書」に記載しておりますので、保険金額の設定にあたりご参照ください。

携行品・賠償・費用に関する補償について

■個人賠償責任補償特約の保険料の改定 (2021年1月改定)

- 直近の保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料の引上げを行います。

からだに関する補償について

■人身傷害および人身疾病の逸失利益等の算出にかかわるライブニッツ係数の改定 (2020年4月以降の事故)

- 2020年4月に民法が改正され、法定利率が「年5%」から「年3%」になります。
- 総合補償条項における人身傷害および人身疾病で、死亡や後遺障害による損害における「逸失利益」等の算出に用いる「ライブニッツ係数」を、上記改定に伴い、「年3%」の法定利率に基づき算出された値に改定します。

■特定感染症危険補償特約等の改定 (2020年2月以降の発病に適用)

- 傷害定額の「特定感染症危険補償特約」および総合補償条項の「特定感染症危険担保特約」の補償対象となる感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)」における一類感染症、二類感染症または三類感染症に加え、「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」*1についても対象とします。*2
- 総合補償条項の「特定感染症危険担保特約」においては、「感染症法上の就業制限*3が課された場合は入院したものとみなし、入院保険金をお支払いする改定」をあわせて実施します。*2

*1 2020年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、2020年6月1日現在、感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられておりますので、本改定により補償対象となります。

*2 本改定は2020年2月1日以降の発病に対して適用します。ただし、新たに本特約にご加入される場合は、保険期間の初日(特約をセットした日)からその日を含めて10日以内に発病されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

*3 新型コロナウイルス感染症による就業制限を含みます。

■その他の改定 (2021年1月改定)

下表のとおり改定を実施します。

民法(債権法)改正に伴う約款改定	2020年4月施行の民法(債権法)改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」から「取消」に変更されました。これに伴い、保険契約の締結の際に告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、約款上「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変更します。
約款上の疾病等に関する定義(ICD等)の改定および「がん」の定義の見直し	約款上、疾病等の定義に用いている「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」「国際疾病分類-腫瘍学」が最新化されたことに伴い、表記の変更・明確化等を行います。 また、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、今後の改定により新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病がある場合には、その疾病も約款上の「がん」に含むこととします。

※「トータルアシスト超保険」「超保険」は、東京海上日動の「新総合保険、住まいの保険、地震保険」、東京海上日動あんしん生命でのお引受けとなる所定の生命保険のペットネームです。

※このチラシは、2020年10月、2021年1月および2021年3月に実施の超保険改定等の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店または東京海上日動にご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」はホームページでもご確認いただけます。)。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-110-894**

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-323-523

受付時間: 平日・土日祝 午前9時~午後6時(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp